# 貨物軽自動車運送事業をはじめる方へ

国土交通省

軽自動車で荷物を運送する事業（貨物軽自動車運送事業）をはじめる際の流れ、遵守事項は以下のとおりとなります。
適切な手続きを経て、安全運行につとめて事業を行ってください。

## 事業を始める前に・・・

・運輸支局へ届出を行う際には、営業所や車庫、運転手が休むための施設（休憩・睡眠施設）の位置や面積※を記入します。また、その他、営業所へ名前を付けていただくことや個人経営の場合、屋号を設定することもできます。
それぞれ、住所や面積がどれくらいかあらかじめ確認してください。
なお、車庫については車の寸法（長さ、幅）から前後左右で各50㎝以上を確保する必要があります。
※面積（収容能力）の記載が必要なのは、車庫と休憩睡眠施設になります。
このほか、運送事業として受け取る運賃や料金も届出が必要です。

・令和7年4月1日からあらたに事業を行う場合※には、**安全管理者の選任**が必要になります。
安全管理者は選任される日から2年前までに「貨物軽自動車安全管理者講習」の受講と、選任されている間も2年に1回「定期講習」を受講する必要があります。
**※令和7年3月31日以前から事業を行われている場合には、令和9年3月までに選任が必要です。**

## 事業を始める際の手続き

・事業を始める際の手続きは各県にある「〇〇運輸支局　輸送・監査部門」が窓口となります。
申請書の様式は窓口に備え付けているほか、インターネットでも入手可能です。

・安全管理者の選任に係る手続きは同じ運輸支局の「検査・整備・保安部門」が窓口になります。
安全管理者を変更・解任する場合も同様です。

# 貨物軽自動車運送事業を行う際の遵守事項

国土交通省

貨物軽自動車運送事業には関係法令において、安全確保等に関する規定があります。
これらを遵守して安全運行を行ってください。
※関係法令を適切に遵守できていない場合など、監査による車両停止等の処分もあります。
また、万が一、**重大事故等が発生した場合には報告が必要**となります。

## 主な安全に関する規制

・運転手が休憩や休息を十分とれるよう、勤務時間及び乗務時間を定め、遵守する必要があります。

・乗務前、乗務後にアルコールチェッカーによる酒気帯びの確認、疾病・疲労等の有無、車両の点検などを確認（点呼）し記録する必要があります。
個人経営で従業員がご自身1名であっても点呼とその記録は必要です。疾病等の有無などはご家族などに確認してもらうことも可能です。

・車体に外から見やすいよう、名称、氏名若しくは記号を表示する必要があります。

・積載量は車検証に記載の範囲内、軽乗用車の場合には「（乗車定員－乗車人数）×55kg」が最大です。
荷物の積み過ぎなどによる、視野もしくはハンドル・その他装置の操作を妨げるような積載は道路交通法にも違反します。

・貨物軽自動車運送事業は荷物を運ぶための届出で旅客（人）を運送することはできません。

・貨物の運送に関し、損害賠償に対応できる任意保険（共済）の加入が必要です。

上記（任意保険に関するものを除く）については、ドライバーを雇用する場合には、そのドライバーへも周知、その他適切な指導の実施と、結果の記録が必要になります。

**これらの規制は「一例」です。詳しくは運輸支局輸送担当へお問い合わせいただくか、「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご確認ください。**

# 貨物軽自動車運送事業者の安全対策が強化されました

**主な安全対策**

貨物軽自動車運送事業者における重大事故が増加していることを踏まえ、令和6年に法令を改正し、令和７年４月から安全対策を強化することとしました。
本リーフレットでは新たな安全対策を含め、主なものをまとめています。貨物軽自動車運送事業者は、一人で事業を行っている場合でも、自ら安全対策を実施する必要があります。定められた安全対策をしっかり行うことで、安全運行に努めてください。

| | 法令で定められている事項 | 概要 | 実施タイミング |
|---|---|---|---|
| 所定のタイミングで実施 | NEW 貨物軽自動車安全管理者の講習受講（バイク便を除く）▶P2 | ●貨物軽自動車安全管理者は**選任前に加えて、選任後も2年ごとに受講**しなければいけません | — |
| | NEW 貨物軽自動車安全管理者の選任・届出（バイク便を除く）▶P2 | ●**営業所ごとに選任**し、選任時には**法令で定められた事項について、運輸支局等を通じて国土交通大臣に届出**しなければいけません | — |
| | NEW 初任運転者等への指導及び適性診断の受診（バイク便を除く）▶P2 | ●法令で定められた初任運転者等の特定の運転者に対して、**特別な指導をしなければ、また、適性診断を受診**させなければいけません | — |
| | 健康状態の把握 | ●運転者に対して、**雇い入れる際や１年に１回健康診断を受診させ、受診結果を事業者に提出**させなければいけません | — |
| | 運転者に対する指導及び監督 ▶P4 | ●運転者に対して、運行の安全確保のために**必要な運転の技術や関係法令の遵守事項の指導・監督**を毎年実施しなければいけません | — |
| 運行業務の開始後に所定のタイミングで実施 | 点呼 ▶P4 | ●運転者に対して、**乗務の前後に必要事項を確認**し、運行の安全を確保するために必要な指示をしなければいけません | 乗務前 乗務後 |
| | 運転者の勤務時間の遵守 ▶P4 | ●運転者の**勤務時間**は、法令で**定められた時間の範囲内**に収めなければいけません | 乗務前 乗務中 乗務後 |
| | 異常気象時における措置 | ●**台風接近時に必要に応じて運行を中止**したり、雪道では**冬用タイヤを装着**するといった、輸送の安全を確保するための措置を講じなければいけません | 乗務前 乗務中 |
| | NEW 業務の記録（バイク便を除く）▶P3 | ●法令で定められた項目について**記録を作成し、1年間保存**しなければいけません | 乗務前 乗務後 |
| | 過積載の防止 | ●**過積載**による運送を前提とする**運行計画の作成**や**運送の引き受け、指示をしてはいけません** | 乗務前 |
| | 貨物の適正な積載 | ●**貨物の重さ**が、**前後や左右で偏らない**ようにしなければいけません<br>●荷崩れして**貨物が落下しないよう、ロープやシート**を掛けなければいけません | 乗務前 乗務中 |
| | NEW 事故の記録 ▶P3 | ●事故が発生した場合、その**概要や原因、再発防止対策等を記録し、3年間保存**しなければいけません | 乗務後 |
| | NEW 国土交通大臣への事故報告 ▶P3 | ●**死傷者を生じた事故等について、運輸支局等を通じて国土交通大臣へ報告**しなければいけません | 乗務後 |

※各種の記録・保存は、パソコンやスマートフォンにて実施可能です。

NEW：令和7年4月からの新たな安全対策　バイク便：三輪の軽自動車や二輪の自動車を用いる貨物軽自動車運送事業

国土交通省

本リーフレットにおいて、運輸支局等とは「運輸支局、運輸監理部又は陸運事務所」をいいます。

# 令和7年4月からの新たな主な安全対策

## NEW 貨物軽自動車安全管理者の講習受講

貨物軽自動車運送事業者は、貨物軽自動車安全管理者に選任しようとしている者に**貨物軽自動車安全管理者講習**を、貨物軽自動車安全管理者に**貨物軽自動車安全管理者定期講習**を、国土交通大臣の登録を受けた**講習機関で受講**させなければいけません※1。

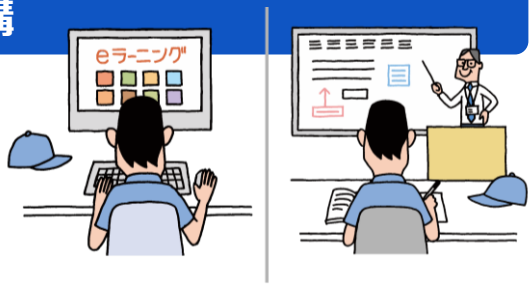


| | |
|---|---|
| 1 **貨物軽自動車安全管理者講習** | 貨物軽自動車安全管理者の選任にあたり受講 |
| 2 **貨物軽自動車安全管理者定期講習** | 選任後2年ごとに受講※ |

登録機関の詳細はこちら

※1：貨物軽自動車運送事業以外の貨物自動車運送事業も行っている場合であって、現に運行管理者として選任されている者を除く

## NEW 貨物軽自動車安全管理者の選任・届出

貨物軽自動車運送事業者は、**営業所ごとに「貨物軽自動車安全管理者」を選任**※2しなければいけません。
「貨物軽自動車安全管理者」は上記講習の内容を理解し、
課せられている安全対策を確実に行うようにしましょう。
なお、「貨物軽自動車安全管理者」を選任したときは、
主に以下の項目等について、運輸支局等に**届出**しなければいけません。

| | |
|---|---|
| 1 | **貨物軽自動車運送事業者の氏名又は名称** |
| 2 | **貨物軽自動車安全管理者の氏名及び生年月日** |
| 3 | **貨物軽自動車安全管理者の選任年月日及び講習修了年月日** |

届出書の様式はこちら

※2：令和7年3月末までに貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った事業者は、令和9年3月までに選任
令和7年4月以降に貨物軽自動車運送事業の経営届出を行った事業者は、速やかに実施

## NEW 初任運転者等への指導及び適性診断の受診

貨物軽自動車運送事業者は、以下の運転者に対して、**特別な指導**※3をしなければいけません。
また、国土交通大臣に認定された**適性診断の受診**※3もさせなければいけません。

| | |
|---|---|
| 1 | **初任運転者（過去に一度も特別な指導・適性診断を受けていない者）** |
| 2 | **高齢者（65歳以上の者）** |
| 3 | **死者又は負傷者が生じた事故を引き起こした者** |

特別な指導の詳細はこちら

適性診断機関の詳細はこちら

また、貨物軽自動車運送事業者は、**運転者の氏名、当該運転者に対する指導及び当該運転者の適性診断の受診状況等を記載した貨物軽自動車運転者等台帳を作成**し、これを**営業所に備え置か**なければいけません。

※3：令和7年3月末までに貨物軽自動車運送事業経営届出を行った事業者は、令和10年3月までに実施
令和7年4月以降に貨物軽自動車運送事業経営届出を行った事業者には、猶予期間はありません

## NEW 業務の記録

貨物軽自動車運送事業者は、行った業務について主に以下の項目等の記録を作成し、**1年間保存**しなければいけません。

1. **運転者等の氏名**
2. **車両番号（ナンバープレート等）**
3. **業務の開始、終了及び休憩の日時**
4. **業務の開始、終了及び休憩の地点**
5. **業務に従事した距離**
6. **主な経過地点**

業務記録の
様式例はこちら

## NEW 事故の記録

貨物軽自動車運送事業者は、事故が発生した場合、主に以下の項目等の記録を作成し、**3年間保存**しなければいけません。

1. **乗務員等の氏名**
2. **事故の発生日時**
3. **事故の発生場所**
4. **事故の概要**
5. **事故の原因**
6. **再発防止対策**

事故記録の
様式例はこちら

## NEW 国土交通大臣への事故報告

貨物軽自動車運送事業者は、死傷者を生じた事故等、**重大な事故が発生した場合**、主に以下の項目等について、30日以内に所定の様式により**運輸支局等を通じて国土交通大臣に報告**しなければいけません。
加えて、２人以上の死者を生じた事故等、重大な事故については、24時間以内においてできるだけ速やかに運輸支局等に速報しなければいけません。

1. **自動車の使用者の氏名又は名称**
2. **事故の発生日時**
3. **事故の発生場所**
4. **当時の状況**
5. **当時の処置**
6. **事故の原因**
7. **再発防止対策**

事故報告の様式、
報告すべき事故の内容
はこちら

# 引き続き実施が必要な主な安全対策

## 点呼

乗務前に、運転者や事業用自動車に何らか問題が確認された場合は、運行してはいけません。
また、点呼の内容は日々点呼記録簿に記録したうえで **１年間保存**しなければいけません。

| 法令で定められている確認事項 | 確認方法の例 | 実施タイミング |
|---|---|---|
| **運転者の酒気帯びの有無※** | アルコール検知器を用いて、酒気帯びの有無を確認するとともに、運転者の状態を目視で確認します | 乗務前 乗務後 |
| **運転者の疾病、疲労、睡眠不足その他の理由により安全な運転をすることができないおそれの有無※** | 体温や血圧、顔色、呼気の臭い、声の調子の情報によって、確認します | 乗務前 |
| **業務に係る事業用自動車、道路及び運行の状況** | 気になる点がなかったかを確認します | 乗務後 |
| **車両の日常点検の実施又はその確認** | 走行距離や運行時の状態等から判断した適切な時期に、エンジンルーム内、ライト、タイヤ、運転席周りについて、目視等により確認します | 乗務前 |

※一人で事業を行っている場合は、自ら確認を行ってください。加えて、ご家族と同居している場合には、自身の体調を客観的に見てもらうことも有効です。

点呼記録簿の例はこちら

日常点検表の例はこちら

## 運転者の勤務時間の遵守

安全な運行のために以下の内容を守り、運転者に休憩や休息を十分に与えましょう。

| | |
|---|---|
| **１年、１か月の拘束時間** | １年：3,300時間以内、<br>１か月：284時間以内 |
| **１日の拘束時間** | 13時間以内<br>（上限15時間、14時間超は週２回までが目安） |
| **１日の休息期間** | 継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない |
| **運転時間** | 2日平均1日：9時間以内、<br>2週平均1週：44時間以内 |
| **連続運転時間** | ４時間以内 |

※一人で事業を行っている場合は、自ら上記時間の範囲において勤務時間を設定し、遵守する必要があります。

改善基準告示の詳細はこちら

## 運転者に対する指導及び監督

運転者に対する指導及び監督を**毎年実施**する必要があります。また、**①実施した日時と場所、②実施内容、③実施した者と受けた者、を記録したうえで３年間保存**しなければいけません。

具体的な実施内容の例は、今後公開予定のマニュアルをご覧ください。

※一人で事業を行っている場合は、指導監督マニュアルを理解することをはじめとして、自ら必要な知識を習得する必要があります。

指導監督マニュアルはこちら

**問い合わせ先**


電話番号 050-3666-8021※（平日9：00～17：00）

メール info@kamotsu-k.co.jp

※：電話は混み合う場合がございますので極力メールにてお問い合わせください


安全対策の内容について、国土交通省ウェブサイトで、動画・FAQを公表しています。

ウェブサイト